

長野県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成28年 2月12日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
千曲薬研株式会社みのわ薬局	東御市県136-3	平成27年11月30日
株式会社おの薬局	松本市庄内三丁目6番1号	平成27年11月1日

障がい者支援課

長野県告示第72号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年 2月12日

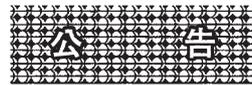
長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2882の17・2882の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

- 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月12日

長野県知事 阿部 守一

- 申請のあった年月日
平成28年 2月3日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域創生研究所あつまれむらびと
- 代表者の氏名
渡邊 孝
- 主たる事務所の所在地
下高井郡木島平村大字穂高3108番地2
- 定款に記載された目的
この法人は、地域社会において、地域の課題についての調査、実践的な解決策の研究、提案・助言などに関する事業を行い、地域社会の活性化及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

長野県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成28年 2月12日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
東御市本海野字岩下180の1、181、182、189の1、199の1、205、206、宇北屋敷928の1、928の2
- 指定の目的
落石の危険の防止
- 指定施業要件

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年2月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぱーむばいす
- 3 代表者の氏名
池田 剛
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡木島平村大字穂高2895番地8
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く青少年が、青少年を取り巻く人々や社会環境の中で自立した生活を営むことを目指し、青少年及び家庭に対する相談事業、学習支援、日中活動支援事業、学校・家庭・地域社会などとの調整、連携事業、青少年を取り巻く人々や社会環境における研修事業等の働きかけを行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月12日

長野県木曾地方事務所長 吉江速人

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成28年度県営住宅ねざめ団地エレベーター保守点検業務
 - (2) 役務の特質
県営住宅ねざめ団地エレベーター設備の点検及び報告
 - (3) 履行期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 履行場所
木曾郡上松町上松
県営住宅ねざめ団地
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則90分以内に到着できる体制を整備できる者であること。
 - (6) 過去に5階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること
 - (7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先
木曾郡木曾町福島2757-1
長野県木曾地方事務所 商工観光建築課
電話 0264(25)2229(直通)
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成28年3月7日(月) 午前10時
イ 場所 長野県木曾合同庁舎 201号会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年2月29日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県木曾地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

建築住宅課公営住宅室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月12日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成28年度県営住宅高瀬団地3号棟エレベーター保守点検業務
- (2) 役務の特質
県営住宅高瀬団地3号棟エレベーター設備の点検及び報告
- (3) 履行期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 履行場所
北安曇郡池田町池田
県営住宅高瀬団地3号棟
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60

分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

- (6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先
大町市大町1058-2
長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課
電話 0261 (23) 6524 (直通)
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成28年3月11日(金) 午後1時
イ 場所 長野県大町合同庁舎 401会議室
 - (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年3月7日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北安曇地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
 - (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

建築住宅課公営住宅室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月12日

長野県北安曇地方事務所長 土屋嘉宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成28年度県営住宅高瀬団地5号棟エレベーター保守点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅高瀬団地5号棟エレベーター設備の点検及び報告

(3) 履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

北安曇郡池田町池田

県営住宅高瀬団地5号棟

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則60分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅においてエレベーターの保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話 0261(23)6524(直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年3月11日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県大町合同庁舎 401会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成28年3月7日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北安曇地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

建築住宅課公営住宅室